

令和3年1月22日

保護者の皆様

仙台市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の取扱いに関する 一部変更について（お知らせ）

東京都等に緊急事態宣言が行われ、宮城県においても感染者が増加していることを踏まえ、令和3年1月25日(月)より市立学校における児童生徒の出席停止の取扱いを、下記のとおり変更しますので、お知らせいたします。

この度の変更は、お子さんの健康と安全を守り、ご家族への感染拡大や学校における集団感染を防止するためのものです。引き続きお子さんとご家族の健康管理にご留意いただき、新型コロナウイルス感染症の感染の予防と拡大防止について、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

（1）出席停止の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への感染が判明した、又は濃厚接触者と特定された場合以外に、*印の場合も欠席の扱いとはしませんので、学校にご相談ください。

- ・ 児童生徒等の新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合
- ・ 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- * 保護者が不安を感じて登校させない場合
- * 児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られる場合
- * 同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合 【新規 追加】

（2）家庭と学校が連携した児童生徒の健康管理について

- ① 家庭では、毎朝健康観察をするとともに検温結果を各校で用意する記録表などに記入し、学校へお知らせください。学校では、それをもとにお子さんの健康状態を把握します。
- ② 学校では、毎時間、授業開始時に児童生徒の健康観察を行い、体調の変化を速やかに把握します。
- ③ 学校では、お子さんに発熱、体調不良等の症状が見られた場合には、速やかに保護者へ連絡し、受診や自宅療養のため下校させるなどの対応を行います。家庭では、体調不良の時には決して無理をさせない（登校させない）ことや、早退時の対応についてご協力をお願いします。

(仙台市教育委員会健康教育課)